

陸上自衛隊達第21-19号

陸上自衛官等認識番号取扱規則（昭和32年陸上自衛隊達第32-5号）の全部を改正する。

昭和57年10月25日

陸上幕僚長 陸将 村井 澄夫

### 陸上自衛官等認識番号、候補生番号及び生徒番号取扱規則

改正 平成3年3月19日達第21-19-1号 平成6年11月29日達第21-19-2号  
平成10年3月20日達第122-136号 平成11年3月25日達第122-151号  
平成14年3月26日達第122-175号 平成15年3月25日達第122-183号  
平成20年3月28日達第122-225号 平成22年3月15日達第122-237号  
平成22年6月30日達第122-245号 平成26年3月25日達第122-262-2号  
平成28年3月23日達第122-276号 平成30年2月23日達第21-19-3号  
令和元年6月27日達第122-303号 令和2年3月25日達第21-19-4号  
令和4年3月29日達第122-317号

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛官（以下「自衛官」という。）、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）の認識番号、自衛官候補生の候補生番号並びに陸上自衛隊高等工科学校生徒の生徒番号の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

（認識番号等の構成）

第2条 認識番号、候補生番号及び生徒番号（以下「認識番号等」という。）は、7桁の算用数字を使用し、認識番号及び候補生番号は別紙第1に示す頭号、採用区分番号及び個人番号をもって、生徒番号は別紙第1-2に示す頭号、期別及び個人番号をもって構成するものとする。

（区別符号）

第3条 認識番号には、その頭に陸上自衛隊を表す「G」を、生徒番号には陸上自衛隊高等工科学校を表す「H」を付すものとする。

（認識番号等の付与及び付与責任者）

第4条 認識番号は個々の自衛官及び予備自衛官補に対し、候補生番号は自衛官候補生に対し、生徒番号は高等工科学校生徒に対し、その者が新たに自衛官（予備自衛官補出身者を除く。）、予備自衛官補、自衛官候補生又は陸上自衛隊高等工科学校生徒として任用されたときに付与するものとする。

2 認識番号の付与責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幹部自衛官、防衛医科大学校出身者たる医科幹部候補生及び看護科幹部候補生、陸曹、生徒陸曹候補生及び予備自衛官補（技能）については、陸上幕僚長
- (2) 一般幹部候補生並びに医科（防衛医科大学校出身者を除く。）、歯科及び薬剤科幹部候補生については、陸上自衛隊幹部候補生学校の校長
- (3) 自衛官候補生については、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第79条に規定する任免権者
- (4) 一般陸曹候補生については、一般陸曹候補生前期課程を担当する教育大隊長及び教育隊長並びに一般陸曹候補生前期課程の設置される連隊、群及び独立大隊の長
- (5) 予備自衛官補（一般）については、方面総監

3 生徒番号の付与責任者は、陸上自衛隊高等工科大学の校長とする。  
（認識番号の割当て）

第5条 方面総監及び富士学校長（以下、「割当責任者」という。）は、別紙第1に示す採用区分に応ずる認識番号を入隊予定者の数に応じ、付与責任者に対し割当てを行うものとする。この場合において、割当責任者は、認識番号の割当てを認識番号割当台帳（別紙第2）により整理しておくものとする。

（付与の要領）

第6条 付与責任者は、第2条又は前条の割当てに基づき、認識番号等を付与するものとする。この場合において、付与責任者は、認識番号等の付与を認識番号等付与名簿（別紙第3）により個々の自衛官（予備自衛官補出身者を除く。）、予備自衛官等補、自衛官候補生及び陸上自衛隊高等工科大学生徒に確認させておくものとする。

（再任用者、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の認識番号）

第7条 再任用した元自衛官、任期付自衛官、予備自衛官（元海上及び航空自衛官を除く。）、即応予備自衛官（第3項に該当する場合を除く。）及び予備自衛官補の認識番号は、その者が自衛官又は予備自衛官補であったとき付与された認識番号を使用し、新たに付与しないものとする。

2 元海上及び航空自衛官から採用された予備自衛官の認識番号は、陸上幕僚長が新たに付与する。

3 前項の予備自衛官から採用された即応予備自衛官の認識番号は、同項の規定により付与された認識番号を使用するものとする。

（隊員の義務）

第8条 自衛官、予備自衛官等、自衛官候補生及び陸上自衛隊高等工科大学生徒は、自己の認識番号等を確実に記憶し、かつ、留守担当者に通知しなければならない。

附 則

1 この達は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に付与されている認識番号は、頭号を「0」とし、7けたとして、この達により付与したものとする。

附 則（平成3年3月19日陸上自衛隊達第21-19-1号）

この達は、平成3年3月19日から施行する。

附 則（平成6年11月29日陸上自衛隊達第21-19-2号）

この達は、平成6年11月29日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122-136号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月25日陸上自衛隊達第122-151号）

1 この達は、平成11年3月29日から施行する。（ただし書略）

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊達第122-175号）

1 この達は、平成14年3月27日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成15年3月25日陸上自衛隊達第122-183号）

1 この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日陸上自衛隊達第122-225号）

この達は、平成20年3月28日から施行する。

附 則（平成22年3月15日陸上自衛隊達第122-237号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成22年6月30日陸上自衛隊達第122-245号）

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日陸上自衛隊達第122-262-2号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日陸上自衛隊達第122-276号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月23日陸上自衛隊達第21-19-3号）

この達は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122-303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年3月25日陸上自衛隊達第21-19-4号）

1 この達は、令和2年3月25日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

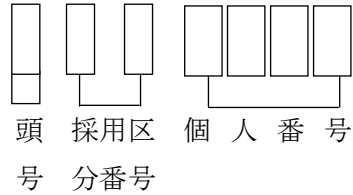
附 則（令和４年３月 29 日陸上自衛隊達第 122—317 号）（抄）

- 1 この達は、令和４年４月 1 日から施行する。

別紙第1（第2条、第5条関係）

認識番号の構成は、次によるものとする。

1 構成



2 頭号

昭和58年4月1日以降付与するものについては、頭号を「1」とする。

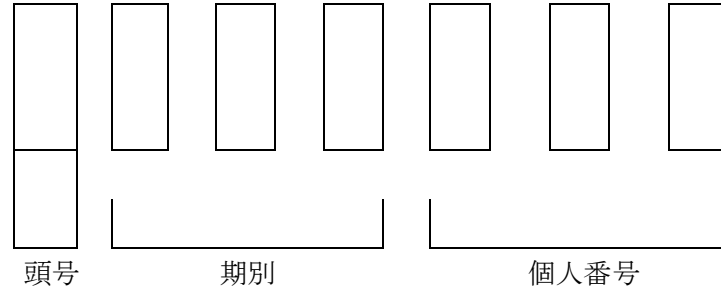
3 採用区分番号

採用区分	番号	採用区分	番号	摘要
幹部自衛官、防医大出身者たる医科幹部候補生、元海上及び航空自衛官から採用された予備自衛	01	北部方面隊	10～17	一般幹部候補生（U・B）、自衛官候補生及び一般陸曹候補生の採用区分番号は、下位番号から使用し、個人番号終了後次番号に移行する。
		東北方面隊	20～27	
一般幹部候補生（U・B）	02 08	東部方面隊	30～45	
		中部方面隊	50～67	
医科(防医大出身者を除く。) 歯科及び薬剤幹部候補生	03	西部方面隊	70～77	
		富士学校	49	
陸曹(陸曹たる女性自衛官、技術陸曹、航空管制陸曹)	04	北部方面隊	80～82	
		東北方面隊	83～85	
防医大出身者たる看護科幹部候補生、看護学生	05	東部方面隊	86～88	
自衛隊生徒及び生徒陸曹候補生	07 09	中部方面隊	89～91	
		西部方面隊	92～94	
予備自衛官補（技能）			01	
予備自衛官補（一般）		北部方面隊	95・18～19	
		東北方面隊	96・28～29	
		東部方面隊	97・46～48	
		中部方面隊	98・68～69	
		西部方面隊	99・78～79	

別紙第1—2（第2条関係）

生徒番号の構成は、次によるものとする。

1 構成



2 頭号

平成22年3月26日以降付与するものについては、頭号を「6」とする。

3 個人番号

001から999までを使用する。



別紙第3 (第6条関係)

認 識 番 号 等 付 与 名 簿

入隊年月日 \_\_\_\_\_

入隊場所 \_\_\_\_\_

付与責任者

認 識 番 号 等	氏 名	本 籍 地	摘 要

寸法：日本産業規格A4